

議案第54号

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例を制定することについて

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、茨城県フラワーパークの入園料金を改正するため。

茨城県フラワーパーク条例の一部を改正する条例

茨城県フラワーパーク条例（平成18年石岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第9条関係）

入園料金（1人につき）

（単位：円）

区分	個人		団体	
	4月から 11月まで	12月から 3月まで	4月から 11月まで	12月から 3月まで
大人	770	380	620	310
小人	380	190	310	150

備考

- 1 「大人」とは、16歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。

別表第2（第9条関係）

特別な催事等を行う場合における入園料金（1人につき）

（単位：円）

区分	個人	団体
大人	3,300	2,750
小人	1,650	1,370

備考

- 1 「大人」とは、16歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。

別表第3（第9条関係）

回数券及び年間フリーパス券の料金

（単位：円）

区分	回数券（11枚）	年間フリーパス券
大人	7,750	2,720
小人	3,870	

備考

- 1 「大人」とは、16歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、6歳以上16歳未満の者をいう。
- 3 「回数券」は、大人券は大人のみ、小人券は小人のみが利用できるものとする。
- 4 「回数券」を12月から3月までの間に利用する場合は、1枚で2人が入園できるものとする。
- 5 「年間フリーパス券」の有効期間は、発行した日から1年間とし、利用は本人に限る。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。